

## 令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### （委託事業）

第1条甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託事業名 令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業
- （2）委託事業の内容 別添委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### （委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

### （委託費）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、  
金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を仕様書に記載された経費で使用しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

### （委託事業の変更）

第5条 甲は、この契約締結後の事情により必要があると認めるときは、委託事業の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託費又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、直ちに甲に届け出て、甲の指示に従うものとする。

(実施状況の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況について、随時実地調査をし、又は乙に対し報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示を行うことができる。

(帳簿等)

第7条 乙は、委託事業に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、委託事業に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を日々作成しておかなければならない。

3 乙は、前2項の帳簿類を委託事業の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(業務完了報告)

第8条 乙は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書(様式第1号)を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

2 この場合において、第10条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

3 業務完了報告書を提出する際は、併せて収支内訳が分かる書類を提出することとする。

(検査及び委託費の確定)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 甲は、前項の検査の結果合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

3 前項の規定による委託費の額の確定にあたっては、委託事業により発生した収入があるときは、これを差し引いた額で確定するものとする。

(委託費の支払い)

第10条 甲は、委託費は、委託事業が終了し、前条第2項の規定による通知をした後、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、委託事業の円滑な実施のため必要があると認め

るときは、乙の請求により、委託費の90パーセント以内の額を前期・後期に分割して、概算払することができるものとする。

- 3 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

#### （過払金の返還）

第11条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- （1）乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- （3）当該業務を実施する上で必要な資格等が取り消され、又は抹消されたとき。
- （4）乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、既に支払った委託費の一部又は全額の返還を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の請求により委託費の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに甲が指定する方法により甲に納付しなければならない。

#### （損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託事業の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （権利又は義務の譲渡禁止）

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁償の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

3 乙は、委託事業において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

る。

(再委託の制限)

第 15 条 乙は、委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、委託事業の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

4 乙は、第 2 項に基づき再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託先と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、委託事業を実施するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(疑義の処理)

第 18 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 7 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

## 個人情報取扱注意事項

### 1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

### 4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託事業が完了し、甲から指示を受けたときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。また、廃棄した旨を甲に対し書面で報告すること。

### 5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

### 8 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託事業終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

## 業 務 完 了 報 告 書

茨城県知事 様

住所  
名称  
代表者名

令和 年 月 日付け受託した令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業について、業務が完了しましたので、委託契約書第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 委託事業名  
令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業
- 2 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 収支内訳  
様式第1号（その2）のとおり

様式第1号 (その2)

令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業 収支内訳

<収入> (単位：円)

区分	予定金額	実績金額	差引額	備考
合計				

<支出> (単位：円)

区分	予定金額	実績金額	差引額	備考
人件費				
小計				
事業費				
小計				
その他の経費				
小計				
合計				

※ 区分(例)

人件費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、講師謝金など

※ 金額については、消費税及び地方消費税込で記載のこと

(様式第2号)

概算払請求書

令和 年 月 日

茨城県知事 様

住所  
名称  
代表者名

令和7年度茨城県外国人材活躍促進事業委託契約書第10条第2項の規定に基づき、前期分（後期分）について、下記のとおり請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額 金 円也  
(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

3 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関名		
振	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
替	口座番号	
口	フリガナ	
座	口座名義	